

遊佐町告示第170号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、第541回遊佐町議会臨時会を令和2年11月30日遊佐町役場に招集する。

令和2年11月18日

遊佐町長 時田 博機

## 第541回遊佐町議会臨時会会議録

### 議事日程（第1号）

令和2年11月30日（月曜日） 午前10時 開議（本会議）

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

※条例案件の審議及び採決

日程第 3 議第76号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議第77号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

☆

本日の会議に付した事件

（議事日程第1号に同じ）

☆

出欠席議員氏名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	本	間	知	広	君	2番	那	須	正	幸	君	
3番	佐	藤	俊	太	郎	君	4番	佐	藤	光	保	君
5番	齋	藤		武	君	6番	松	永	裕	美	君	
7番	菅	原	和	幸	君	8番	赤	塚	英	一	君	
9番	阿	部	満	吉	君	10番	高	橋	冠	治	君	
11番	斎	藤	弥	志	夫	君	12番	土	門	治	明	君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時 田 博 機 君	副 町 長	本 宮 茂 樹 君
総 務 課 長	堀 修 君	企 画 課 長	高 橋 務 君
産 業 課 長	佐 藤 啓 之 君	地 域 生 活 課 長	畠 中 良 一 君
健 康 福 祉 課 長	中 川 三 彦 君	町 民 課 長	高 橋 晃 弘 君
会 計 管 理 者	佐 藤 光 弥 君	教 育 長	那 須 栄 一 君
教 育 委 員 会 長	高 橋 善 之 君		

☆

出席した事務局職員

局 長 佐 藤 廉 造 議事係長 東海林 エ リ 書 記 瀧 口 めぐみ

☆

本 会 議

議 長（土門治明君） おはようございます。ただいまより第541回遊佐町議会臨時会を開会いたします。  
（午前10時）

議 長（土門治明君） 本日の議員の出席状況は全員出席しております。

なお、説明員としては、町長以下全員出席しておりますので、ご報告いたします。

また、本臨時会には、各行政委員会の委員長、会長等の出席要求はいたしておりませんので、報告いたします。上衣は自由にしてください。また、発言する際、マスクは自由に外してください。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番、高橋冠治議員、11番、斎藤弥志夫議員を指名いたします。

日程第2、本臨時会の会期についてを議題といたします。恒例により、議会運営委員会、高橋冠治委員長より、協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会、高橋冠治委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長（高橋冠治君） おはようございます。第541回遊佐町議会臨時会の運営について、

本日午前9時15分から議会運営委員会を開催し、協議した結果、次のとおり意見決定いたしましたので、ご報告いたします。

初めに、本臨時会の会期については、本日11月30日限りといたしました。

審議日程につきましては、お手元に配付のとおりでございますが、まず議会の構成、次に条例案件2件を一括上程し、条例案件2件の審議及び採決を行い、第541回臨時会を閉会したいと思います。議員各位のご協力をお願いいたします。

以上です。

議長（土門治明君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長の報告のとおり、本臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3から日程第4まで、議第76号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか、条例案件1件を一括議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会事務局長。

局長（佐藤廉造君） 上程議案を朗読。

議長（土門治明君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長（時田博機君） おはようございます。それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第76号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、山形県人事委員会勧告に準じ、本町の再任用職員を除く一般職の職員について期末手当の改定を行うため提案するものであります。

議第77号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、山形県人事委員会勧告に準じ、本町の一般職の職員の期末手当の一部を改定を実施することに鑑み、常勤の特別職の職員及び議会の議員の期末手当について改定を行うため提案するものであります。以上条例案件2件についてご説明申し上げました。詳細につきましては、所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（土門治明君） 条例案件の審議を行います。

日程第3、議第76号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

議長（土門治明君） 7番、菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） ちょっと質問させていただきます。基準日が明日ということですので、今日の臨時会の開催日になったと思いますが、私が就任したのが506回議会からでございますが、いろいろ返ってみますと511回議会からこの給与の条例改正があったようです。見ますと、ほぼ上がる改正のみでした

が、今回減額になりましたのが私がこの立場になってから初めてのようでございます。去年の4月現在の遊佐町の給与定員管理等に関する資料を見ますと、ラスパイレス指数、本町の場合は全国平均からいって上回っている状況あるようですが、おそらく今日の議案の提出にあたってはいろいろ調べてみますと、山形県の人事委員会の勧告に沿った内容のようでございます。そんな状況にあると思いますが、今回初めての減額の条例改正のようではありますが、本町の場合、労使間で事前の協議、調整というのはあるのかどうか一点お伺いしたいと思います。

議長（土門治明君） 堀総務委課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

今回の人勧につきましては、減額の勧告ということで組合のほうにもその内容を申し入れて、交渉をする予定でありました。予定でありましたというのは、実は今月の26日に組合交渉をもつ予定で段取りをしておりました。この件だけではなくて、その他諸々の案件につきまして交渉を行う予定で協議をしておりましたけれども、本町でコロナウイルスが発生したということがありまして、急遽対策本部会議を開かなければならなくなりましたので、突如中止をさせていただいたということでございます。組合については、町としても交渉をやるというスタンスでありますので、その点については十分理解していただいているものと考えております。

議長（土門治明君） 7番 菅原和幸議員。

7番（菅原和幸君） はい、今の件については了解しました。もう一点申し上げますと、令和2年度から関係法律が改正になって会計年度任用職員が採用されております。532回の定例会の時に関係する条例等が設定なったわけですが、それで本年の4月1日からされております。それを見ますと、第2条のほうに報酬及び期末手当を支給するとありますが、この議案は一般職ですので関係ありませんが、会計年度任用職員に係る期末手当については、任命権者が別に定めるとあるようですがどう扱われるのか関連して質問させていただきます。

議長（土門治明君） 堀総務委課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

会計年度任用職員の給与手当等につきましては、任用職員を公募する段階でそれら報酬等期末手当の支給割合を提示して募集をしているわけでありまして。公募条件から支給金額が変わるということは、当然会計年度任用職員の不利益になるわけでございますので、会計年度任用職員の期末手当につきましては規則を改正しまして、今年度については改正をしないということでありまして。今年度は改正をしませんけれども、来年度の募集については改正した内容で募集がかかるということになるかと思っております。今現在、会計年度任用職員の期末手当は2.6か月分でありましてけれども、来年度募集する際は2.55か月分の期末手当になるという予定でございます。

議長（土門治明君） これで7番、菅原和幸議員の質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第76号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に日程第4、議第77号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（土門治明君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第77号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（土門治明君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって第541回遊佐町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

（午前10時13分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

令和2年11月30日

遊佐町議会議長 土 門 治 明

遊佐町議会議員 高 橋 冠 治

遊佐町議会議員 斎 藤 弥 志 夫